

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～8ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があつたら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

近年、インターネット・ゲーム（インターネット等の通信ネットワークを介して行われるゲーム）に関する行動（頻度・時間等）がコントロールできず、家族や社会等に著しい問題を引き起こしているにもかかわらずやめられない状態が相当期間継続するなど、インターネット・ゲームへの依存が社会問題化され、過剰なインターネットの使用により、睡眠時間が減少し、規則的な食習慣が妨げられ、摂食障害のリスクも高まるなどのことから、教育現場では、成長期にある青少年に対する影響も懸念されている。A県教育委員会では、こうした事態を受け、202X年、県内の中学生及び高校生について、インターネット・スマートフォン等の利用調査をしたところ、中学生の3.4%及び高校生の2.9%が、インターネット・ゲームへの依存の疑いがあることが判明し、この調査を担当した専門家からは、潜在的には依存リスクを抱えた相当数の生徒がいるのではないかと指摘された。

この結果を受けたA県議会議員Zは、同じ会派の議員らとともに、A県内の青少年に対し、インターネット・ゲームの利用を制限する条例を制定することを検討し、「A県インターネット・ゲーム依存防止条例」案を作成した。その内容は、次のようになっている。①この条例は、基本理念や県民等の責務を明らかにし、必要な施策等を定めることにより、青少年（18歳未満の者）によるインターネット・ゲームの依存を防止し、もってA県内の青少年の健全な発達・成長を確保することを目的とする。②保護者（親権を行う者等）は、青少年の子どもがスマートフォン等を使用することによりインターネット・ゲームを行おうとするときは、1日あたり60分を上限とし、また、義務教育修了前の子どもについては午後9時まで、それ以外の子どもについては午後10時までに使用をやめさせることを含めたルールを、子どもとの間で作成しなければならない。③子どもが学校等に通学している場合には、②で作成したルールは、当該学校等の校長等に提出しなければならない。④このルールを作成せず、校長等への提出がないときは、校長等は、当該子ども（児童又は生徒）について、学校教育法第11条の定めるところにより、懲戒を加えることができる。

A県立B高等学校の2年生として在籍するXは、将来eスポーツで活躍することを目指し、日々インターネット・ゲームでトレーニングしていたところ、本

件条例案が議論されていることを知り、弁護士である母親に、本件条例案について問題はないか、相談しようとしている。

あなたがXの母親であるとして、本件条例案の憲法上の問題について論じなさい。なお、法律と条例の関係については論じなくてよい。

(参考条文)

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長……が行う。

3 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校……若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒【注】を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

5 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

【注】「学齢児童」又は「学齢生徒」とは、学校教育法第17条第1項又は第2項の規定より、保護者が就学させなければならない子をいう（同法第18条）。

民法（配点 100 点）

次の文章を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。どの〔設問〕から解答してもよいが、設問の番号を明記すること。

【事実】

- 1 A銀行（以下「A」という。）はBに対し、2020年4月30日、事業資金として8000万円を融資した。支払期限は2024年4月30日とされた。
- 2 Bの経営は年々苦しくなり、2024年2月にはBは経営を継続するのが困難ではないかと考えるようになった。そこで、同年3月15日、Bは、長年の取引先であるCと面談し、「近いうちに破産申立てをしなければならなくなる可能性があるが、昔から世話になっているから、あなたには迷惑をかけたくない。」旨述べた。すると、Cは、「それなら私に対する4000万円の未払債務のうち支払える分だけ支払ってほしい。」と伝えた。
- 3 2024年4月3日、BはCに対して、未払債務のうち、同年4月15日に弁済期が到来する3000万円を支払った（以下、CのBに対する同日の弁済を「本件弁済」という。）。
- 4 2024年4月30日、Bは支払期限の到来したAに対する借入金債務8000万円を支払うことができず、めぼしい資産を持たないAは支払不能状態に陥った。
- 5 2024年5月15日、Aは、BのCに対する本件弁済は詐害行為に当たるとして取り消し、弁済額の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

〔設問1〕本件訴訟の被告は誰か。また、Aは条文上、本件訴訟提起後、誰に対していかなる行為を遅滞なくすることが要求されているか。根拠条文を指摘しつつ、そのような制度が設けられた理由も併せて述べなさい。

（配点：20点）

〔設問2〕Aによる本件弁済の取消しは認められるか。本問の具体的事実と根拠条文を指摘しながら検討しなさい。

（配点：30点）

〔設問 3〕 詐欺行為取消権には、事実上の優先弁済機能があると言われているが、それはどのような意味か。本問の具体的事実と根拠条文を指摘しながら説明しなさい。

(配点: 30 点)

〔設問 4〕 Cは、仮に本件弁済が詐欺行為に当たるとしても、債権者平等の原則が妥当するから、債権額で案分して 2000 万円をAに返還すれば足りるはずだと主張した。Cの主張は妥当か。判例や学説の動向に留意しつつ、「遅い者勝ち」という用語を使用して説明しなさい。

(配点: 20 点)

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、X・Y の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

- 1 暴力団の若頭補佐である X は、組事務所から風俗店甲に電話をかけて同店に勤務している交際相手の A 女と話していたところ、店長の B から「仕事の邪魔になるから長い話はだめだ。」と言われて一方的に電話を切られた。X は、電話をかけ直して A への取次ぎを求めたが、B に拒否された上、怒鳴られ、さらに、侮辱的な言葉を浴びせられて憤激し、甲店に押しかけようと決意した。
- 2 X は、組事務所にいた舎弟分の Y に「女が勤めている店の店長 B に顔をつぶされた。今から行って B をぶっちめてやるからお前も手伝え。」などと言って、X が B に暴行を加える際に加勢するよう求め、B は、これを承諾した。
- 3 A から B が元暴走族であることを聞いて知っていた X は、B から先んじて凶器を用いるなどした攻撃を加えられることもあろうと考え、その場合には、B を殺害しようと考え、Y には知られることなく、ひそかに事務所にあった包丁（刃体の長さ約 15 センチメートル）にタオルを巻き、自分のズボンの腰部右後ろに差し挟んでおいた。
- 4 X は、Y と一緒にタクシーで甲店に向かった。タクシー内で、X は、Y に対し、「まずはお前が先に行き、B を店の外に連れ出せ。」などと言い、甲店に到着後、Y を同店出入口付近に行かせ、少し離れた場所で待機していた。Y は、店員に声をかけて B を呼び出し、出入口付近で待っていたが、甲店から出て来た B に X と取り違えられ、いきなり手けんで顔面を殴打され、コンクリートの路上に転倒させられて足蹴りにされ、立ち上がろうとするも再び路上に殴り倒され、胸腹部を数度にわたり強く足蹴りにされたため、恐怖と痛みから憤激・逆上し、とっさに近くに転がっていたビール瓶を手にとると、自分の身を守るため、たとえ B を死亡させることになっても構わないと決意し、B の頭部をビール瓶で 1 回殴打し、さらに、底が割れたビール瓶で B の後頸部等を突き刺し、同人に左後頸部刺創による左後頸部血管損傷の傷害を負わせた。B の負った左後頸部刺創は、頸椎左後方に達し、多量の出血を来すものであった。
- 5 B は、受傷後直ちに病院に赴いて受診し、緊急手術を受け、術後、いったんは容体が安定した。しかし、B は無断退院しようとして、体から治療用の管を

抜くなどして暴れ、これによって治療の効果が減殺されて、容体が急変し、3
日後に上記左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡
した。

[このページは空白です。]